

感対第91-1号
令和5(2023)年5月8日

高齢者施設等管理者 様

栃木県保健福祉部感染症対策課長

位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等への医療支援
体制について(通知)

本県の感染症対策行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)」上の位置づけが令和5(2023)年5月8日に5類感染症に変更されました。

位置づけ変更後に、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、原則、高齢者施設等の嘱託医・協力医等が対応することとなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期等で嘱託医・協力医等が対応できない場合は、高齢者施設等と嘱託医・協力医等の相談のもと、本県ホームページに掲載されております外来対応医療機関リストや電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関(以下「オンライン診療等対応医療機関」)リストから地域の医療機関を探していただくこととなります。

それでもなお、夜間や休日でもどうしても医療機関が見つからない場合に備え、下記のとおり、新型コロナ総合相談センターへの相談体制を整備しましたのでお知らせします。

記

- 1 連絡先:「新型コロナ総合相談センター」
0570-550-096
- 2 対応時間:24時間対応
*医療機関が見つからない場合の医療相談については、
平日夜間(18:00~翌9:00)・土日祝日(9:00~翌9:00)のみの対応。
- 3 対応期間:令和5(2023)年5月8日から令和5(2023)年9月30日まで
- 4 その他:
外来対応医療機関:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sinnryoukensa2.html#shinryoukensairyoukikan>
オンライン診療等対応医療機関:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/iryou.html>

新型コロナ対策推進担当
自宅療養チーム 担当:小森
TEL:028-623-2880(非公開)
Mail:zitaku-honbu@pref.tochigi.lg.jp